

翻 訳

キケロ『トピカ』

吉 原 達 也 訳

凡例

1. 本稿は、キケロ『トピカ』 *Topica* (44 BC) の翻訳である。
2. 訳出に当たって、底本には、H. M. Hubbell (ed.), *De inventione; De optimo genere oratorum; Topica; with an English translation*, Cambridge, Massachusetts/London (Harvard Univ. Press), 1993 を用い、適宜、A. S. Wilkins (ed.), *Brutus; Orator; De optimo genere oratorum; Partitiones oratoriae; Topica*, Oxford (Oxford Univ. Press), 1989 (Oxford Classical Texts); Bornecque (ed.), *Topica*, Coll. Budé, Paris 1960.; Karl Bayer (ed.), *Topica: die Kunst, richtig zu argumentieren*, München (Artemis & Winkler), 1993; Tobias Reinhardt (ed.), *Cicero's Topica with an Introduction, Translation & Commentary*, Oxford (Oxford University Press) 2004 を参照した。本文中、読解を容易にするために適宜改行を加え、また、() として原語を、[] として訳者による補足を挿入している。
3. キケロ『トピカ』全体の位置づけについて、Kroll, *RE VII A Sp. 1102f.* が示唆的である。cf. Gelzer, *RE VII A, Sp. 1040, 53.* 平野敏彦「キケロ『トピカ』についての覚書」植松秀雄編『埋もれていた術・レトリック』(木鐸社・1998 年) 109 頁以下所収は、『トピカ』成立事情を中心に、トレバティウスをはじめとするローマ法学者との関係について詳細な分析を行っており、本稿も多くの示唆を得ている。本稿と関連するものとして、さしあたり、吉原達也「キケロ『トピカ』におけるローマ法学の範例 (exempla)」『広島法学』第 25 卷 2 号 (2001) 259-265 頁、「キケロ『トピカ』とローマ法学」(1) (2) 『広島法学』第 26 卷 2 号 (2002) 1-22 頁、3 号 33-53 頁及び所掲の文献を参照いただければ幸いである。

序

1 一 親愛なるガイウス・トレバティウスよ、私はもっと大きなテーマ——事実このテーマは私が最近公表した多くの書物よりも重要なものになるはずである——について執筆することにとりかかっていたが、貴兄からのご依頼によってその執筆を中断しなければならなくなった。ご記憶のことと思うが、貴兄が私のトゥスクルムの邸に来られ、図書室でそれぞれの関心に応じて書物をひもといていたとき、たまたま貴兄はアリストテレスが論じた数巻の『トピカ』なる書物を手にされたこと

があった。その題名に心惹かれて、即座に、貴兄はこの著作がどんな内容なのかと私に尋ねられた。

2 そこで、私が貴兄に、人が何らの誤りなく正しい仕方でも論拠に達することができるように、アリストテレスが考案した論拠発見のための教えが数巻に渡って記されている、と申し上げると、貴兄は私にその学問的方法を詳しく説明してくれるよう請われた。もとより貴兄の願いは、何事においてそうであるように慎ましいものであったが、私にはいかに貴兄がそのことを切望しているかが容易に見て取れた。そこで、私としては、自分にとってそれが煩わしいというよりも、むしろ貴兄のためによかれと思って、その著作をご自分で読まれるか、それとも誰かが非常に学識ある弁論術教師（rhetor）にその理論全体を講じてもらったほうがいいのかと申し上げたところ、貴兄によれば、すでにいずれも試みられたとのことである。

3 しかし貴兄にはこの著作は難しくご自身で読むことを断念されたとのことであり、また、そのすぐれた弁論術教師もこのアリストテレスの手になる作品について自分は知らないと言われたのだと思われる。たしかにこの哲学者はきわめてわずかな例外を除いて殆どの哲学者たちにすら知られていないのですから、当の弁論術教師が彼のことを知らないのもそれほど驚くにはあたらない。しかしながら哲学者たちなら、アリストテレスが語りそして考えたことであるだけでなく、信じられないほど豊かで魅力ある語りによっても、関心をいだってしかるべきであり、それだけにいっそうこうした怠慢は許されないのである。

4 それゆえ、これまで何度でも繰り返し [アリストテレス『トピカ』の解説を] 請われてきた貴兄に対して、もとよりそうした願いが私に大きな負担を課すのではないかと貴兄が気遣っておられたことは容易に私には感じられたが、法の解釈者であられる貴兄に不法行為を働くと見られないように、私はもはやこれ以上責を果たさないわけにはいかなかった。というのは、貴兄が私や私の家族宛てにしばしば長文のお手紙を書き送って下さるのに、自分が今お断わりすれば、傲慢無礼と思われるのではないかと、おそれるからである。私たちがご一緒だった時のことについて、貴兄自身がいかにその当時私がいかに多忙であったかをもっともよくご存じである。

5 私が貴兄と別れてギリシアに向けて旅立ったときに、私がそうするのが安全だと考えたのであるが、それは国家も友人たちももはや私の力を必要とせず、また私は武器がものをいうなかで名誉をもって生きることもできなかったからである。そしてウェリアへおもむき、貴兄の家を訪ねてご家族にお会いしたときに、私は自らに課せられた債務を思い出し、もはや貴兄の無言の催促に答えないでいられなくな

ったのである。

そのようなこともあって、手元には書物を持ち合わせていないので、私は、航海の途上で記憶によって書き上げ、これを旅先 [レギウム] から貴兄にお送りした次第である。貴兄自身が督促されたのでないにしても、私が貴兄のご依頼を誠実に履行したことで、どうか私の仕事を記憶に留めていただきたい。そこで前置きはこれくらいにして本題に入ることにしよう。

論拠発見の方法・場所

6 二 およそ議論ための厳密な方法は二つの部門、つまり一は発見 (invenire) の部門、他は判断 (iudicare) の部門からなり、私が思うに、アリストテレスがこの両部門の創始者であった。ところがストア派は後者の部門だけに関心を寄せてきたにすぎない。実際、ストア派は、彼らが弁証術 (dialektike) と呼ぶ学において、判断の方法だけに専心してきたのである。しかし、トピカ (topica) と呼ばれる発見の術の方が、実用に役立だけでなく、自然の秩序において先行するにもかかわらず、彼らはこれをまったく無視してきたのである。

7 もとより両者ともきわめて有用であり、時間が許せば、双方を探求するにやぶさかではないが、まずは先行する術から始めることとしよう。例えば、あるものがどのような場所に隠されているか表示されたり、目印がつけてあれば、発見することが容易であるように、何らかの論拠を探し出そうとするときには、そのトポス [場所] (loci) を知っていないてはならない。ちなみにアリストテレスは論拠が取り出される在り処 (sedes) のことをまさしくそう呼んでいる。

8 したがって、トポスとは、論拠の在り処であり、論拠 [論法] とは、疑わしい事柄を説得する手段であると定義してよい。

主題に内在する論拠

そこで、論拠を含むトポスには、問題となっている事柄 [主題] それ自体に内在するものと、その外から獲得されるものがある。問題となっている事柄 [主題] に内在するトポスには、あるいは全体から、あるいはその部分から、あるいはその意味から、つまり問題と何か関係のある事柄から、[という論拠] がある。これに対して、外在的なトポスでは、論拠は主題に内在せず、遠く離れたところに求められる。

9 トポスが議論されている主題の全体に関わるとき、定義 (definitio) を用いることによって、いわば隠されていた論点を明らかにすることができる。この論法の

定式は次のようである、

「市民法とは、同国人のあいだで各人のものが各人のものとされるべく、制定された衡平のことである。ところで衡平を識ることは有用であり、それゆえ市民法を学ぶことは有用である」。

10 次に、部分の列挙（*partium enumeratio*）とはこうである、

「誰であれ、あるいは戸口調査によって、あるいは棍棒式解放によって、あるいは遺言によって、解放されたのでなければ、その者は自由人ではない。ところで、これらのうちのいずれも行なわれていない、それゆえその者は自由人ではない」。

次に、語源（*notatio*）、つまり何らかの論拠が言葉の意味から導かれるときは、こうである、「法律が *assiduus* [納税義務のある市民] の訴訟担保人は同じく *assiduus* たるべしと命じていることからすると、富裕者の訴訟担保人は同じく富裕者であるべしと法律は命じていることになる。なぜなら、アエリウスによれば、*assiduus* は *asse dare* [金銭を与えるの意] に由来するからである。」

11 三 論拠は問われている主題に密接に関係する事柄からも引き出される。

そして、この種の論拠はさらにより多くの部分に分けられる。つまり、これらの論拠には、同族語（*coniugata*）、類（*genus*）から、種（*forma*）から、類似（*similitudo*）から、差異（*differentia*）から、反対（*contrarium*）から、随伴するもの（*adiucta*）から、前件（*antecedentes*）から、後件（*consequentes*）から、矛盾（*repugnantibus*）から、原因（*causae*）から、結果（*effecta*）から、大なるもの・等しきもの・小なるものとの比較（*comparatio maiorum aut parium aut minorum*）から、を数えることができる。

12 同族語（*coniugata*）とは、同じ種に属する語のことである。ところで、同じ種の語とは、一つの語根から発し、さまざまに変化したものであり、例えば、*sapiens* [聡明な、賢者]、*sapienter* [聡明に]、*sapientia* [叡智] がこれにあたる。そのような語の連結（*coniugatio*）[活用] は、ギリシア語ではシユジュギア（*syzygia*）[同じ軛につながれたもの] と呼ばれており、これに基づく論法は次のようである、

「もし、土地が共同放牧地（*compascuus*）であれば、共同に放牧すること（*compascere*）は適法である。」

13 類（*genera*）からの論拠は、次のようである、

「もしすべての銀（*argentum*）が妻に遺贈された以上、家に残された現金貨幣（*numerata pecunia*）もまた遺贈されないということはありえない。なぜならば、種は、それがその固有の名称を維持する限り、決してその類から分離されないからである。ところで、現金貨幣は銀貨（*argentum*）という名前を保持する。それゆえ、

それは遺贈されたとみられる。」

14 種 (forma) からの論拠は、次のようである。場合によっては、もっとわかりやすくすれば、種は部分 (pars) と呼んでもよい。

「もし、ファビアの夫が彼女に財産を、彼女が家母であるという条件で遺贈した場合、彼女が夫の手権に服していなかった場合には、彼女には何も帰属しない。実際、妻 (uxor) は類であり、これは次の二つの種からなる、即ち、一は家母、すなわち夫権に服している者であり、他はたんに妻としかみなされない者である。ファビアは後者の部分 [=種] に属したので、彼女には遺贈がなされたとはいられない。」

15 類似 (similitudo) からの論拠は、次のようである、

「ある者がある家屋の用益権を遺贈されたところ、その家屋が壊れていたり、瑕疵がある場合、相続人は、それを再建しあるいは修繕する義務はない。それは、奴隷の用益権が遺贈されたところ、その奴隷が死亡した場合、相続人に別の奴隷を提供する義務がないのと同様である。」

16 差異 (differentia) からの論拠は、次のようである、

「夫が妻に自分の所有するすべての金銭を遺贈した場合、だからといって、債務をも遺贈したことにはならない。というのは、金銭が金庫に保管されているのと、帳簿上の債務とは、大きな差異があるからである。」

17 反対 (contrarium) からの論拠は、次のようである、

「夫が彼の財産の用益権を妻に遺贈し、そして、酒と油で満たされた貯蔵庫を遺した場合、妻はこれらものが自分に帰属すると考えてはならない。というのは、遺贈されたのは使用することであって、使用し尽くすこと [消費] ではないからである。」

18 四 随伴するもの (adiuncta) からの論拠 [は、次のようである]、

「婦女が頭格減少を受け [て後見に服して自権者となら] ずに遺言した場合、法務官告示によって遺言書に従う遺産占有は付与されない、とみなされる。というのは、[もしそうでなければ] 法務官告示によって、奴隷の遺言書に従う、亡命者の遺言書に従う、あるいは未成年者の遺言書に従う遺産占有が付与されるとみなされることになるからである。」

19 前件 (antecedentes) から、後件 (consequentes) から、矛盾 (repugnantes) からの論拠は、それぞれ次のようである。

前件 (antecedentes) からの論拠

「夫の悪意 (culpa) によって離婚が成立した以上、たとえ妻が離婚状を送ったとしても、嫁資のいずれの部分も子供たちのために残されるべきではない。」

20 後件 (consequentes) からの論拠

「女が、自分が婚姻権（*conubium*）を有しない男と結婚し、彼と離婚した場合、生まれた者たちは父親に従わないので、嫁資のいかなる部分も子供たちのために残されるべきではない。」

21 矛盾（*repugnantes*）の論拠

「家父が、妻に奴隷女の用益権を、第二順位相続人によらず、息子によって遺贈した場合、息子の死亡後、妻は用益権を失わないであろう。というのは、いったん遺言により何者かに与えられたところのものは、それを与えられた者から、その意に反して、取り上げることはできないからである。実際、正当に受領することと、意に反して返還することとは矛盾するからである。」

22 原因 [効果をもたらすもの] から（*ab efficientibus rebus*）の論拠は、次のようである

「何人も、共同壁に対して、堅固なものであれアーチ状のものであれ、壁を直角に設置する権利を有する。ところで、共同壁の取り壊しについて、未発生損害の担保問答契約を締結した者は、アーチによって発生した損害を填補する義務を負わないであろう。というのは、損害の発生は、共同壁を取り壊した者の過失（*vitium*）によるのではなく、境界壁がなければ支えられえない構造物の工事の瑕疵によるものだからである。」

23 結果 [効果を及ぼされたもの] から（*ab effectis rebus*）の論拠は、次のようである、

「妻が夫権（*manus*）に服する場合、妻のものとなったところのものはすべて、嫁資の名目で、夫のものとなる。」

比較（*comparatio*）からの論拠は、次のようなものであれば、すべて有効である。より大なるものにおいて妥当するものは、より小なるものにおいても妥当すべきである。例えば、「都市において境界が規制されなければ [境界画定訴権がなければ]、都市において雨水も阻止されない [雨水阻止訴権もない]」、というようにである。その逆も同様である。より小なるものにおいて妥当するものは、より大なるものにおいても妥当する。前の同じ例を逆にすればよい。同様に、等しきもの一方において妥当するものは、他方においても妥当する。例えば、「土地の使用（*usus*）と担保（*auctoritas*）は二年であるので、家屋のそれも同様であるべきである。」しかし、[これに反論するには]、「家屋は、法律 [十二表法] において言及されていないので、その使用が一年であるところのその他の物に属する」。等しい事例に等しい法を求める衡平が妥当すべきである。

外在的な論拠

24 外在的に導かれるところのもの〔論拠〕は、主として権威からの論拠と呼ばれる。それゆえ、ギリシア人はそのような論証を、アテクノイ (atechnoi) [非技術的]、つまり弁論家の術によって発見されたのではない、と呼んでいる。例えば、あなたが次のように答える場合である。すなわち、「プブリウス・スカエウォラが、家屋の範囲とは、共有壁を保護するために伸ばされた屋根から、守ろうとした者の家屋に雨水が落下する空間にはかならないと述べたのだから、これが家屋の範囲であると思われる、というように答える場合である。

25 以上で、私は、すべての論証を構想するために提示されたこれらのトポスを定義し、説明した。それゆえ、ここまでしてきたことで十分であろうか。貴兄は明敏であり、また多忙であるので、貴兄にとって十分であると私は考える。

五 しかし、私は向学意欲に旺盛な客人をお迎えした以上、私としては、貴兄がこれで我慢して不満足ままお帰りいただくよりも、何かおみやげをもらってもらえるように、もてなしたいのである。

内在的な論拠の事例

26 そこで、前述のトポスはそれぞれ、何らかの構成部分に分けられるので、できるだけ詳しくそれらを語ることにしたいと思う。

まず最初に、定義そのものについて述べよう。定義とは、定義されるものが何かを説明する言明である。ところで、定義には、二つの主要な類がある。一は、現実に存在する事物についての類であり、他は、観念されるものについての類である。

27 現実に存在するものと私がいう場合、知覚できかつ触れることのできるものことであり、例えば、農地と家屋、壁と雨水、奴隷と家畜、家財と食糧などがこれにあたる。貴兄ら〔法学者〕はときにこの類に属するものを定義しているはずである。

これに対して、存在しないものと私がいうのは、現実には触れることも示すこともできないが、それにもかかわらず、認識可能であり精神によって観念できるものである。例えば、あなたが、使用取得、後見、氏族、宗族を定義しようとする場合がそうであるが、これらのものについては、実体は存在しないが、私が概念 (notio) と呼ぶところの、何らかの明白な表象、精神に刻まれる理念がある。論拠付けを行う場合には、こうした概念はしばしば定義によって説明されなければならない。

28 そして、定義は、あるいは列挙 (partitio) によって、あるいは区分 (divisio)

によってなされる。列挙による定義とは、提示された対象物をいわばその構成部分に分けるようにして行われる。例えば、市民法を定義する場合に、「市民法とは、法律、元老院議決、判決、法学者の意見、法務官告示、慣習、衡平からなるところのものである」、というようにである。

区分による定義は、定義されるものの類に属するすべての種を包括するように行われるのであって、例えば、「手中物の譲渡とは、両当事者が市民法上これらの行為をなすという限りで、握取行為による引渡であるか、あるいは法廷譲渡であるかのいずれかである」、というようにである。

六 定義には他の類もあるが、それらは本書の目的とはなんら関係がない。われわれはただ定義の方法とはどのようなものか述べればよい。

29 その場合、古法学者は、次のような指針を与えている。まず、定義しようとするものと、他のものと共通する性質をすべて取り出していき、そして他のものには、転化できない、それ固有の性質が出てくるまで、その区分を続けるように、と。

例えば、「相続財産とは、財産である」、とする。これでは、依然として、共通の性質を含んでいる。なぜなら、財産には、多くの種類が存在するからである。そこでこう付け加えよう。「ある者の死亡によって、他人に帰属するところの [財産]」、と。しかしこれではまだ定義ではない。なぜなら、死者の財産は、相続以外の、多くの方法で、取得されるからである。そこで、これに「法によって」という一語を付け加えよう。ここまでの、それは、共通の性質を共有しているものから、分離されたように見えるであろう。

以上をまとめると、定義は次のようになる、「相続財産とは、ある者の死亡によって、法上、他人に帰属する、財産である」、と。しかし、これでは、まだ十分ではない。さらに付け加えよう。「遺言によって遺贈されず、かつ [第三者によって] 占有が保持されない [財産]」、と。「[相続財産とは、ある者の死亡によって、法上、他人に帰属するものうち、遺言によって遺贈されず、かつ [第三者によって] 占有が保持されない、財産である。]」これで、定義として、完全である。

次に、第二の例を挙げてみよう。「氏族員とは、同じ [氏族] 名をもつ者たちのことである」。これでは十分でない。こう付け加えよう。「生来自由人から生まれた [者たち]」、と。それでも不十分である。さらにこう付け加えよう。「その祖先の誰も奴隷身分をもったことない [者たち]」、と。これでは、まだ何か足りないところがある。さらにこう付け加えよう。「頭格減少を受けていない [者たち]」、と。「[氏族員とは、同じ [氏族] 名をもつ者のうちで、生来自由人から生まれ、かつその祖先の誰も奴隷身分をもったことなく、かつ頭格減少を受けていない者たちのことである。]」

これでおそらく十分であろう。なぜなら、私は、大神官スカエウオラが、この定義に、これ以上、何も付け加えなかったことを知っているからである。

そして、この方法は、存在するものについてであれ、精神によって観念されたものについてであれ、いずれを定義する場合にも、妥当する。

30 ところで、われわれは、定義の類としての、列挙と区分とはどのようなものかについて、すでに説明したが、そこで、つぎに、それらが互いにどう違うのかをより明らかにすることにしよう。

列挙の場合、例えば、身体が、頭、肩、手、脇腹、脚、足などからなる、というように、部位を挙げる。

七 これに対して、区分の場合には、複数の種 (*forma*) に分ける。種とは、ギリシア人が、エイドス (*eidōs*) と呼ぶものであり、われわれローマの論者のなかには、エイドスをスペキエス (*species*) と訳している者もある。たしかに、この訳語は決して悪いものではないが、話すとき、格変化するのに、不便である。実際、たとえラテン語の用法として、そう言えるとしても、私は、*specierum* [複数属格] とか、*speciebus* [複数与格乃至奪格] を使いたくない。たしかに、しばしばこれらの格を用いなければならぬこともある。しかし、私としては、*formis* とか、*formarum* の方を使いたい。しかも、この二つの単語が、同じことを意味するとはいえ、話しよさが無視されてはならないと、私は考える。

31 類と種は、次のように定義される。類とは、複数の種差に関係する概念であり、種という概念は、上位概念いわば源泉である類に関係づけられるところ種差のことである。私が概念と呼ぶのは、ギリシア人が、エンノイア (*ennoia*) とも、プロレプシス (*prolepsis*) とも呼んでいるもののことである。概念とは、何らかのことに、心の中に描かれ、そして精神によって先取りされた、認識のことであり、認識は明示されなければならない。

それゆえ、種とは、例えば、法を、法律、慣習、衡平に区分するように、類を、何も省略せずに、区分したものである。

もし人が、種を部分と同じであると考えるなら、それは、技術を混同しているものであり、何らかの類似性に迷わされて、区別されねばならないものを、十分明確には峻別していないことになる。

32 弁論家や詩人は、しばしば、比喩に基づく語の転義を用いて定義する。それはそれで楽しいことだ。しかし、私は、やむをえない場合を除いて、君たち法学者の実例から離れることはしない。海岸-君たち法学者は、海岸とはすべて公有だというであろう-が問題になったとき、私の同僚であり親友であるアクィリウスは、そ

の問題に関心をもった者たちが、海岸とは何かを尋ねたときに、海岸とは波が戯れる場所であると定義したことがあった。これは、あたかも、人が、青春期とは人生の花であり、老年期とは人生の黄昏であると定義しようとするようなものである。つまり、彼は、転義を用いて、ものごとの本来の語義からも、自分の仕事からも、離れてしまったのである。

定義については、これまでとし、他の点を考察することにしよう。

33 八 列挙 [よる定義] を用いる場合、いかなる部分も残らないようにしなければならない。例えば、後見を列挙 [によって定義] しようとする場合、何らかの部分省略することは間違いである。しかし、問答契約や訴訟の方式を列挙 [によって定義] しようとする場合、無限定な事項について、何かを省略することは誤りではない。このことは、区分 [による定義] の場合には、誤りである。というのは、それぞれの類に属する種の数は確定しているのに対して、部分の列挙は、泉から水が流れ出るのに似て、しばしば限りないことがあるからである。

34 そこで、弁論術において、論題の類を問題にすると、その類に属する種がいくつあるかは、完全に付け加えられている。

しかし、ギリシア語でスキマタ (schemata) [詞姿] と呼ばれる、語と文の修飾について、教えられるとき、同じにはならない。というのは、このテーマには限界がないからである。

このことによっても、列挙と区分の間にどのような違いがあるべきかが理解される。というのは、二つの単語はほとんど同じことを意味するように見えようとも、それぞれの方法が違うのだから、その方法の名称は区別されるべきである。

35 多くの論拠が、語源 (notatio) から引き出される。ところで、語源は、論拠が言葉の意味から引き出すときに、用いられる。ギリシア人は、これをエチムロギア (etymologia) [語の本義] と呼んでおり、これをラテン語に逐語訳すれば、ウェリロキウム (veriloquium) である。しかし、われわれは、あまり適切でない新語を避けて、この類をノタティオ (notatio) と呼ぶ。なぜなら、語というのは、事物の記号 (notae) だからである。それゆえ、アリストテレスも同様に、ラテン語で記号 (nota) のことである、シュンボロン (symbolon) [しるし、象徴、記号] と呼んでいる。しかし、何が意味されているかわかっているなら、言葉を選ぶ必要はない。

36 それゆえ、語源によって議論する場合、多くの論拠が語から引き出される。

例えば、postliminium [帰国権] とは何か問われる場合である。もちろん私が言っているのは、何が帰国権に属するかということではない。なぜなら、後者の問題は、次のような、列挙による定義の適例だからである。帰国権によって、原状回復

されるのは、人、船、運搬用のらば、雄馬、調教された雌馬である。そうではなく、*postliminium* という語自体の意味が問われるとき、その語自体の語源が引き合いに出される。この点に関して、私が思うに、われわれの友人のセルウィウスは、語源的な意味を示すのが、*post* だけであると考えており、この *liminium* は、例えば、*finitimus* [隣人]、*legitimus* [合法的な]、*aeditimus* [神殿監督] の、*-timus* が、*meditullium* [中心点] の *-tullium* と同様に、語の接尾辞でしかないと主張している。

37 しかし、プブリウスの息子であるスカエウォラは、その語を、*post* [その後] と *limen* [戸口] をからなる、合成語であると考えている。あるものがわれわれの手を離れて、敵の手に帰し、そのものが、いわばその戸口から出て行き、その後それらが同じ戸口に復帰したとき、それらは、帰国権によって、復帰したと見られる、というのである。マンキヌス事件も、このように、弁護することができる。つまり、マンキヌスは、帰国権によって復帰したのであり、その身柄が敵によって受領されなかった以上、国家によって捕虜として引渡されなかった、なぜなら、引渡や贈与は受領がなければ意味をもたないからである、と。

38 九 次に、問われている主題と何らかの関係にある事柄から [の論拠から] なるトポスを扱うことにしよう。前述したように [第 11 節]、このトポスはさらにより多くの部分に分類される。その第一が同族語である。これはギリシア人がシユジュギア (*syzygia*) と呼ぶもので、先に述べた語源にきわめて類似している。

例えば、われわれは、通常、天から降って集まった水だけを雨水と定義しているが、ムキウスなら、*pluvia* [雨水] と *pluere* [雨が降ること] は、同族語であるが故に、雨のために生じたすべての水が阻止さるべきだと論じることになる。

39 しかし、論拠が類から引き出されるとき、その源にまで引き合いに出す必要はないであろう。類として想定されるものが、その下に包摂されるものより高位にある場合、そのポイントに達せずには止まることもしばしばあり得る。

例えば、雨水の最上位の類は、天から降って集まった水のことである。しか雨水排除の法にかかわる、下位の類は、有害な雨水である。この類の中には二つの種がある。すなわち、土地の瑕疵によって有害なもの、人間の手によって有害なものがある。これらのうち、後者は裁定人による強制を命じられるが、前者はそうではない。

40 類から取り出される論拠は、場合によって、部分の全部を枚挙して、行われることもある。例えば、もしあることをなすふりをして、他のことをなすのが、詐欺であるとすると、詐欺にあたる行為の態様を全部列挙したうえで、君が詐欺によってなされた論じる行為をそのうちのいずれかにあてはめればよい。この種の論拠

は、通常、最も強力なもののみなされている。

41 一〇 次に、類似[からの論拠]を取り上げよう。これは広く用いられるが、貴兄ら法律家よりも、むしろ弁論家や哲学者たちにとって重要なものだ。なぜなら、およそ、トポスが、あらゆる種類の議論の論拠を与えるために十分であるとはいえ、それらは、議論の種類によっては、豊富に使ってよい場合とあまり使ってはいけない場合があるからである。それゆえ君はその論拠の種類を知っておかねばならない。君がそれらを利用するときには、問題自体が君を導いてくれるだろう。

42 類似[からの論拠]には、いくつかの比較によって望まれた目的が達せられるものがある。

例えば、もし後見人、組合員、委任の受任者、信託の受託者が信義を提供すべきであるとすれば、委託事務管理人も信義を提供すべきである。いくつかの比較によって目的を達する類似[からの論拠]は帰納(inductio)と呼ばれるもので、ギリシア語ではエパゴゲ(epagoge)と呼ばれる。ソクラテスは彼の対話においてこれよくを用いている。

43 類似からの論拠には別の種類があり、それは、あるものと他のあるものが、一対一で対比される場合のような、比較から導かれる。

例えば、都市において境界に関する争いがあるとしても、境界画定は都市よりもむしろ農地の問題だから、君は境界画定について裁定人を申請することはできない。それゆえ、雨水が都市において損害を発生させたとしても、事件はすべて農地の問題なのだから、君は雨水阻止のために裁定人を申請することができないであろう。

44 先例も、同じ類似のトポスに属する。例えば、クラッススがクリウス事件において、[遺言によって、[被相続人の]息子が十か月以内に生まれ、成熟期に達する前に死亡したらという条件で、相続人として指名されていた者が、その相続財産を取得した]、多くの先例を援用したことがある。このような先例の言及は有効であって、貴兄ら法学者は解答するさいにしばしば先例の言及を用いるのを習わしとする。

45 架空の例も、類似のトポスとして有効である。貴兄ら法学者が、次のように、しばしばそれを用いることもあるが、それは、貴兄らの法律学よりもむしろ弁論術にふさわしい。ある者が握取行為によっては譲渡できない物を、握取行為によって譲渡したと想定しよう。それゆえその物が受領した者の所有となるのか、それとも、握取行為によって譲渡した者は、そのことによって、何ら義務を負うことはないのか。このトポスのもとで、弁論家や哲学者たちなら、もの言わぬものを語らしめ、死者を冥界から呼び出したり、起こりそうもないことを、大げさに語ったり——こ

れはギリシア語でヒュペルボレ (hyperbole) [誇張語法] と呼ばれる —、控えめに語ったり、その他多くの驚くべきことをしても、かまわない。したがって、弁論家や哲学者たちの分野の方が広い。前述したように、問いが大きいか、小さいかにかかわらず、そのための論拠は同じトポスから引き出される。

46 一一 類似のトポスの次は、それとは正反対の、ものの差異のトポスである。しかし、差異と類似を発見するのは、同じ手続きである。この種の例は次の通りである。君が婦女に対して負っている債務を、その後見人助成なしに、弁済しても有効であるが、君は、男女を問わず未成熟の被後見人に対しては、同じようにして [後見人の助成なしには] 債務を有効に弁済することはできない。

47 次に、いわゆる反対のトポスを取り上げよう。しかし、反対にはいくつかの種類がある。一は、同じ類には属するが、絶対的な差異があるものである。例えば、賢明なことと愚かなことのようなものである。同じ類に属すると言われるのは、提示されたもの同士が対立の関係、いわば正反対の関係に立つ場合である。例えば、緩慢は迅速と反対であるが、虚弱はそうではない。これらの反対からの論拠は、次のようである。われわれが愚かさ避けるならば、賢明さを求めることになろう。われわれが悪を避けるならば、善を求めることになろう。同じ類に属して反対であるものは、逆と呼ばれる。

48 もちろん、反対には、もう一つ別のものがあり、それは、ラテン語でプリヴァンティア (privantia) [欠性辞] と呼ばれるとはいえ、ギリシア人がステレティカ (steretica) と呼ぶところのものである。なぜなら、in- [という接頭辞] が前に付けられると、dignitas と indignitas や、humanitas と inhumanitas などのように、語は in- が前につけられていない場合に有する意味を失うからである。これらの取扱いは、私が先に逆と呼んだもののそれと同じである。

49 実際、反対には、さらに別の種類がある。例えば、二倍と単純、多と少、長と短、大と小のように、あるものが別のあるものと比較される場合である。また、ネガンティア (negantia) [否定] とか、ギリシア語でアポパティカ (apophatika) と呼ばれるものも、まさしく反対の一種である。これがそうなら、あれはそうではないというようなものである。例を挙げるまでもないであろう。論拠を探さずに、反対だからといって、すべての反対にあてはまるわけではないということさえ理解しおけば十分である。

50 先に [第 18 節を参照]、私は、随伴するものからの論拠の一つの例を挙げて、もし法務官告示によって、遺言能力を有しない者がなした遺言書に従う遺産占有者が付与される、とわれわれが定めたならば、認められるべき多くの随伴するものからの

事例があることを示した。しかし、法廷弁論〔裁判、訴訟類〕で取り扱われる推定事項において、何であるか、あるいは、何が起こったか、あるいは、何が起こりうるか、あるいは、そもそも何がなされうるか、を問題にするとき、このトポスはより有効である。

51 一二 たしかに以上のことこのトポスの概略にすぎない。しかし、このトポスは、事件の前に何が起こったか、同時に何が起こったか、後で何が起こったかを問うことを示唆しているのである。わが友人ガッルスは、誰かが彼のところへ事実に関する問題を持ち込んだときに、「これは法の関知するところにあらず、キケロの関知するところなり」というのがつねであった。しかしながら、貴兄の仕事に関わりあることだけが書かれるべきだと貴兄が考え、自分本位と思われたくないであろうから、書き始めたこの教本のいかなる点も省略しないことを私にお許しくださるであろう。前に述べたように、このトポスは主として弁論家に関わるのであって、法学者はもとより哲学者にも関係がないのである。

52 事件に先立つ状況について、問題になるのは、準備、会話、場所、計画、宴会である。事件と同時的な状況については、足音、叫び声、人影などである。事件後の状況については、顔面蒼白、紅潮、当惑、その他何であれ狼狽や罪の意識の徴候、さらに、消された火、血染めの剣、その他犯行の嫌疑を生じさせるものである。

53 次に、後件からのトポス、前件からのトポス、矛盾からのトポスは、論理学者に特有のものである。というのは、いま述べた関係はかならずしもつねに生じるとは限らないが、後件はつねに生じるからである。実際、後件とは、必然的に継起するところのものを意味している。そして、前件も矛盾も同様である。というのは、あることに継起するところのものはどのようなものであれ、そのことと必然的に結びついているし、矛盾するところのものはどのようなものであれ、決して結びつきえないようなものである。

一三 前述したように、このトポスは三つの部分、即ち、後件、前件、矛盾に分かれるので、論拠発見のトポスは単一であるが、取り扱いは三通りである。なぜなら、例えば、すべての銀を遺贈された妻が現金ももらえるかという事例をあなたが想定するとき、あなたがどのやり方で論証するかによって、違いがあるからである。「もし刻印された金銭が銀であるとならば、それは妻に遺贈された。ところで、刻印された金銭は銀である。それゆえ、それは妻に遺贈された」。あるいはこうである、「もし刻印された金銭が遺贈されなかったならば、刻印された金銭は銀ではない。ところで刻印された金銭は銀である。それゆえ、それは遺贈された」。あるいはこうである、「銀が遺贈されず、かつ、金銭も遺贈されない。ところで、銀は遺

贈された。それゆえ、金銭は遺贈された」。

54 ところで、論理学者は、仮定された第一の命題から、これと結びついた第二の命題を導くところの論拠の推論 [第一ならば第二。第一。ゆえに第二] を、推論の第一形式と呼んでいる。第二の命題が否定されれば、第一の命題もまた否定すべきことになる場合 [第一ならば第二。第二ではない。ゆえに第一でない]、これは第二形式と呼ばれる。そして、何らかの関連を否定し、それから、一ないし複数のことを援用すれば、残ったものが排除されるべき場合 [第一であり同時に第二であることはない。第一。ゆえに第二ではない]、これは第三形式と呼ばれる。

55 弁論術教師たちが用いる、反対からの推論も、この種のものである。彼らはこれをエンテュメマと呼んでいる。あらゆる考え方は固有の名称としてエンテュメマと呼んでさしつかえないが、ホメロスはその卓越性のゆえ、ギリシア人のあいだで、詩人たちに共通の名称を独り占めにしたように、あらゆる考え方がエンテュメマと呼ばれるのならば、反対から推論されるところのものは、それが最も鋭いと思われるので、共通の名称を独占したのである。例えばこのようである。

「これを恐れるのなら、ほかのことは恐れない。」「あなたは無実の女に有罪の宣告をしようとする。もしそうだとすれば、報酬に値すると信じる者が刑罰に値すると、恩を仇で返そうというのか。」「あなたが知っていることは役に立たない。もしそうだとすれば、あなたが知らないことは害になるのか。」

56 一四 この種の推論は、たしかにあなたが法律問題について解答するさいにかかわるものであるが、しかし、むしろ哲学者たちとかかわりが深い。哲学者たちは、弁論家たちとともに、論理学者が第三形式と呼び、弁論術教師がエンテュメマと呼ぶところの、矛盾する命題からの推論を共有している。そのほかに、論理学者たちの方法には、選言的命題からなるものがいくつかある。

第一あるいは第二。

第一。

ゆえに第二でない。

同様に、

第一あるいは第二。

第一でない。

ゆえに第二。

これらの推論は、選言的命題において片方しか真ではありえないので、妥当である。

57 これらの推論のうち、論理学者は前者を第四形式、後者を第五形式と呼んでい

る。次に、彼らは、次のように、結合されている二つの言明の可能性の否定を付け加えている。

第一でも第二でもない。

第一。

ゆえに第二でない。

[甲と乙は両方が真であるということはない。かつ、甲は真である。故に、乙は真ではない。]これが第六形式である。ところで、第七形式はこうである。

第一でも第二でもない。

第一でない。

ゆえに第二。

[甲と乙は両方とも真であることではない。かつ、甲は真ではない。故に、乙は真である。]これらの形式から無数の推論が導かれる。実際、ほとんどすべてのディアレクティケーはこのようなものからなっている。しかし、私が説明してきたものでさえ、この教程にとっては必要ではないのである。

58 次に、原因と呼ばれる作用的な事物のトポスがある。次に、作用的な原因から生じた事物のトポスがある。私は、他のトポスと同様に、これらのトポスの例を少し前のところで市民法から採用したが、しかしこれらのトポスの応用範囲はもっと広範にわたる。

一五 実際、原因には二つの種類がある。それ自体の力によって、この力に服する結果を確実に産み出すもの。例えば、火が燃えるというようなものである。もう一つは、結果を産み出す性質をもっていないが、それなしには結果が産み出されえないもの。例えば、彫像を銅なしには作ることはできないので、銅を彫像の原因と呼ぶような場合である。

59 それなしには何も産み出されない原因に属するのは、例えば、場所、時間、材料、道具などのように、静止的で、無活動で、いわば不活性なものがある。ところで、他の原因は何かを産み出すための準備を提供し、必然的なものではないにせよ、それ自体補助的な役割を果たすところのものである。例えば、邂逅が愛の原因を与え、愛は犯罪の原因を与える、というようなものである。永遠に連鎖するこの種の原因から、ストア派は彼らの運命論を編みだしている。

さらに、私が、何かが生み出されるには不可欠な原因の種類を区別したのと同じように、何かを生み出す原因もまた区別することができる。というのは、何らかの補助的な事物なしに十分に何かを生み出すところの原因と、補助的な事物を必要とするところの原因があるからである。例えば、知はそれだけで他の助けなしに人間

を賢明にするが、それだけで他の助けなしに人間を幸福にするかどうかは問題である、というようなものである。

60 それゆえ、ある論議において、不可避免的に何らかのことを生み出す原因がに会おう場合、その者はためらいなしに、その原因によって生み出されるものを推論してもよいであろう。

一六 ところで、原因が何らかのことを生み出す必然性がないようなものであるとき、必然的な推論は導かれぬ。さらに、何らかのことを生み出す必然的な力を有する原因の種類は、通常はたしかに、誤りをもたらすことはない。しかし、何かが生み出されるのに不可欠な原因の種類は、しばしば混乱を生ずる。というのは、親がなければ子どもが生まれえないとしても、生殖の必然的な原因は親にあったとはいえないからである。

61 それゆえ、何かが生み出されるのに不可欠な原因は、何かを確実に生み出す原因と慎重に区別しなければならない。実際、前者は次のようなものである、「ペリオン山の森に行かなければよかつたものを。」

というのは、もし、もみの大木が大地に倒れなければ、アルゴ船は建造されなかつただろうからである。とはいえ、大木には何かを生み出す必然的な力はなかつたのである。しかし「火のついた稲妻が糸を引くようにアイアクスの船に落ちたとき」、船は必然的に燃え上がることになる。

62 原因にはさらに別の区別もある。原因のあるものは、心の欲望、欲求そして意見なしに、それ自体の作用をもたらす。例えば、生あるものはすべて死すべきであるというようなものである。また原因のあるものは、欲求、心の動揺、性向、性質、技術、偶然を通じて作用する。欲求によるのは、あなたが本を読むような場合である。心の動揺によるのは、誰かが今何かが起こるのではないかと恐れるような場合である。性向によるのは、ある者が怒りっぽいときのように。性質によるのは、たとえば、悪徳が日増しに増大するような場合である。技術によるのは、絵を描くのが上手であるような場合である。偶然によるのは、無事に航海するような場合である。これらのことは原因なしには起こらず、そもそも一つとして起こりえない。しかしこういう種の原因は必ずしも必然的ではないのである。

63 ところで、すべての原因について、あるものには一様性が存在し、あるものには、一様性が存在しないものがある。性質と技術には一様性が存在し、それ以外のものには存在しない。

一七 ところで、しかし、一様的でない原因のうち、あるものは明示的であり、あるものは隠秘的である。心の欲求や判断に影響するものは明示的であり、運命に

服するものは隠秘的である。というのは、何ごとも原因なしには生じないので、秘かにそして隠秘的に生じる出来事とは、まさに運命そのものだからである。また、生じたところのものは、一部は非意図的であり、一部は意図的である。非意図的なものは、必然性によって生じたところのものであり、そして、意図的なものは、熟慮された計画によって生じたところのものである。

64 というのは、槍を投げることは意思に基づくものであり、思いもよらない者に当たるのは運命に基づくものだからである。この区別は、貴兄が訴因において弱い事案を支える梁を供給する。「彼は槍を投げたというよりはむしろ、槍が彼の手から滑り落ちた」、と。心の動揺は不認識ないし不注意に属する。というのは、そのような精神の状態は、たとえそれが意図的であっても一実際非難や叱責を免れないが—それでもなお、意図的であるところのものが、あるいは場合によって必然的であり、あるいはまったく非意図的であるとみなされるような衝動をもっていることがあるからである。

65 以上で、私は原因のトポスをすべてにわたって説明したが、このような非常に多様な原因は、弁論家はもとより哲学者の論拠の巨大な貯蔵庫を満たしてくれる。あなたの場合には、数は多くないとしても、おそらくもっと厳密なものとなろう。というのは、非常に重要な事件を扱う民事裁判は、法律家たちの賢慮に委ねられていると私は考えるからである。実際、法律家たちはしばしば法廷に出席し助言を求められ、法律家の賢慮に助けを求める真摯な弁護人のために武器を供給するからである。

66 次に、「誠意に基づいて」とか、「善き人のあいだでなさるべきように」という文言を付加されたすべての訴訟や、とくに「より衡平かつよりよく」という原理が適用される嫁資返還訴訟において、法律家は助言しなければならないのである。悪意、誠意、衡平、そして組合員の間で、事務管理人と本人の間で、寄託者と受寄者の間で、何を相互に履行すべきか、そして夫が妻に、妻が夫に何をなすべきかを教示するのはまさに法律家たちなのである。それゆえ、論拠のトポスを注意深く探求すれば、弁論家や哲学者はもとより、法学者も彼らの諮問された問題について豊かに議論することができるであろう。

67 一八 原因から生じるところ〔結果〕のトポスは、原因のトポスと密接なかわりがある。というのは、原因がどのような結果を生じるかを示唆してくれるように、どのような結果が生じたかということは、何が原因であったかを明らかにしてくれるからである。このトポスは、弁論家や詩人はもとより、しばしば哲学者に、そして美しく豊かに語るすることができる人々に、それぞれの事柄から何が生じること

になるのかを示すときに、驚くべき言説の宝庫を与えてくれるのである。というのは、原因を知れば、結果を知ることになるからである。

68 比較のトポスが残っている。これの定義と例は、他のトポスと同様に、さき挙げた [第 23 節を参照]。そこで、その取扱い方を説明することにしよう。まず初めに、比較は、より大なるもの、より小なるもの、等しいものといわれるところのもの間でなされる。そしてこれらについて、量、質、価値そして何らかの事柄に対する特別な関係を考慮しなければならない。

69 量による比較は、次のようなものであろう。より大きな善はより小さな善より、より小さな悪はより大きな悪より、より永続的な善はより短い善より、あまねく広がる善は狭く限られた善より、より多くの善を生むところのもの、そしてより多くの人々が模倣したり行ったりするものの方がまさるといようにである。

質による比較は、次のようなものであろう。それ自体のために求められるべきものが、何か他のことのために求められるものよりもまさる、内在的で生来的ものが、後天的で偶然的なものより、純粋なものがけがされたものより、快いものが不快なものより、名誉あるものが有用的にすぎぬものより、容易なことが困難なことより、必然的なものが必然的でないものより、われわれ自身の善が他人の善より、稀少なものがありふれたものよりも、望まれるべきものが容易になくてもすませるものよりも、完全なものが不完全なものよりも、全体が部分よりも、理性を有するものが理性を欠いたものより、自発的なものが必然的なものより、生命あるものが生命なきものより、自然なものを自然でないものより、芸術的なものが芸術的でないものより、まさるといようにである。

70 ところで、価値による比較は次のようなものである。何かを生じさせる原因はそうでない原因よりもより重要であり、それ自体において自足しているものは他のものを求めるものより、われわれの力の中にあるものは他人の力の中にあるものより、安定したものは不確かなものより、奪われてはならぬものは奪われてもかまわないものより、まさる。

ところで、他のものとの関係とは次のようなものである。市民の第一人者たちの利益は残りの市民の利益よりも大きい。より快いもの、より多くの者が是認したところのもの、最良の人士によってもよって称賛されたところのものも同様である。そして、これらが比較においてよりよいものであるのに対して、これらと反対のものがより悪いものである。

71 等しいもの同士の比較には優劣は存在しない。というのは、同等のもの同士の比較だからである。ところで、多くの場合、まさに等しいがゆえに比較されることにな

る。次のように推論されることになろう。もし助言によって市民を助けることと積極的に援助することが等しく称賛さるべきものであるとすれば、榮譽は等しく助言を与える者にも弁護する者にも授けられるべきである。そして、第一の命題が成立するならば、ゆえに第二の命題は成立する。

以上で、論拠の発見のための説明を尽くした。それゆえ、あなたが定義、列举、語源、同族語、類、種、類似、差異、反対、随伴的なもの、後件、前件、矛盾、原因、結果、より大なるもの・より小なるもの・等しきものとの比較から出発するならば、それ以外に論拠のあり場所を求める必要はないであろう。

外在的な論拠の事例

72 一九 ところで、われわれははじめに [前掲第8節を参照]、一つは本書の問題に内在的なもの—これについてわれわれは十分に論じてきた—であり、他は外在的に導かれると呼んで、二つのトポスを区別したが、貴兄ら法律家の論議にあまりかわりをもたないとはいえ、後者のトポスについて少し述べておこう。しかし、始めたからにはすべての事柄を扱うことにしたい。というのは、貴兄が市民法だけを好むような人物ではなく、また本書は貴兄宛てに書いているとはいえ、他人の手にも渡るであろうことも想定しているので、できる限り正しい研究を好む人々に役立つことができるように、私としては努めたいからである。

73 弁論術にかかわらないといわれるこの種の論証は証拠に基づくものである。ところで、とりあえず、証拠とは、確信を獲得するために何らかの外在的な事柄から導かれるところのものすべてであると、定義される。ところで、誰であってもすべての人が証人として価値をもつわけではない。実際、確信を得るためには、権威が求められるからである。しかし権威を与えるのは、性質であったり、時宜（tempus）であったりする。性質に基づく権威は大部分徳に内在する。これに対して、時宜の場合には、権威を与えるものは多くのものがある。例えば、才能、富、年齢、幸運、技術、経験、必然性であり、ときには偶然の事柄の競合もまたそうである。というのは、人々は、才能ある者、富める者、長い間賞讃された者なら信頼してもよいと考えるからである。もっともこのことはつねに正しいわけではなからうが、一般人の意見はほとんど変えがたいものであるし、判決をなす者も道徳的判断を下す者もすべてを世論に合わせているのである。実際今述べたことに卓越している者は、徳においても卓越していると考えられるからである。

74 しかし、私がさきに挙げたもののうち残った事柄は、それぞれ徳の類に属さないとしても、ときには、何らかの技術—実際、知は確信させるのに大きな力がある

かである—や経験が明らかにされる場合には、信頼を強化してくれる。というのは、一般に経験を積んだ人々は信頼されるからである。

二〇 肉体から生じるものであれ、精神から生じるものであれ、必然性もまた確信を獲得することがある。というのは、鞭打ち、拷問、火責めによって自白することは真理そのものを語ると考えられるからである。そして、心の動揺、悲嘆、欲望、怒り、恐れ—これらは必然的な力をもっている—によって語ることは権威と確信を与えてくれる。

75 真理がときに発見されることもある状況、例えば、子供、睡眠、不認識、酩酊、狂気もこの種のものに属する。小児はしばしば関係があるかないかわからないまま何らかのことを教えてくれることがあるし、睡眠、酩酊、狂気によってしばしば多くのことが明らかにされた。多くの人々もまた、知らないうちに、憎まれることがある。例えば、最近、スタイエヌスに起こったようなことであるが、彼は自分の発言したことを壁の反対側にいた善き人々に盗み聴きされ、それを暴露されそして法廷に提出されたうえ、彼は法に基づいて死刑を宣告された。われわれはスパルタ人パウサニアスについて類似の話聞いたことがある。

76 ところで、偶然の競合とは、例えば、秘密にしておくべきことをなしたり語ったりするとき、偶然によって中断されるような場合である。この種のものには、パラメデスに対して推定された多くの反逆の嫌疑もそうである。ときには、は真理でさえこの種のをほとんど反駁できないこともある。この種のものには、世間の評判も属するが、これも多くの証拠のなかの一種である。

ところで、徳によって確信を産み出すものには二つの種類がある。一つは本性によって妥当し、他は勤勉によって妥当する。というのは、神々の徳はその本性によって卓越し、人間の徳は勤勉によるからである。

77 次のような証拠はほぼ神聖なものである。第一に、弁論がそうである。というのは、神託は、それがまさに神々の弁論を含んでいるということから、そのように呼ばれたからである。第二に、神々の何らかの作用を具現する事物がそうである。すなわち、第一に、世界そのもの、そのすべての秩序と美。第二に、空を飛翔する鳥とさえずり。第三に、空中を走る雷と稲妻そして多くの地異そして [犠牲獣の] 臓腑によって発見される予示、そして睡眠者によって予示された多くのことがそうである。以上のようなトポスから、ときに神々の証拠は確信を得るために導かれるのがつねである。

78 人の場合、最も重要なのは、その人の徳についての意見である。ところで、意見は、実際に徳がある者だけでなく、徳があると思われている者も、徳があるとみ

なす。そして、人々は、カトー、ラエリウス、スキピオなどのように、才能、勤勉、学識を備えた人々の一貫した好ましい人生を見て、自分たちもかくありたいと考えるものである。人々は、公職にあり国事に携わる者たちだけではなく、弁論家、哲学者、詩人、歴史家もまたそうであると考え。そして、彼らが語ったり、書き記したことに、しばしば確信を得るために権威が求められるのである。

弁論の問いの種類

79 二一 すべての論証すべきトポスについて明らかにしたが、まず第一に理解すべきは、何らかのトポスも含んでいないような論議は成立しないが、しかしすべてのトポスがあらゆる問いにあてはまることはあまりなく、ある問いにはこのトポスが、別の問いには別のトポスがより適合するということである。問いには二つの種類があり、一は一般的であり、他は特定のである。特定のなものとは、ギリシア人がヒュポテシス [仮説] と呼び、われわれがカウサと呼んでいるところのものである。一般的なものとは、ギリシア人がテシス [定説] と呼び、われわれがプロポシトゥムと呼ぶことができるものである。

80 カウサは、特定の人、場所、時間、行為ないし事柄の全部あるいはほとんどの部分を含むのに対して、定説はこれらの何か一つないしいくつかを含むが、必ずしも最も重要なものでなくてもよいと考えられる。それゆえ、定説はカウサの一部ということになる。しかし、あらゆる問いはカウサを構成する主題のどれか一つにかかわっている、すなわち、それはそれらの一つないしそれ以上、ときにはすべてにかかわっている。

81 「どのような事柄についての」問い [つまり、一般的な問い] には二つの種類がある。一つは理論的な問いであり、もう一つは実践的な問いである。

82 理論的な問いとは、認識を目的とするところのものである。例えば、法は、自然に由来するのか、それとも人間同士の何らかの合意や契約ともいべきものに由来するのか、というような問いである。これに対して、実践的な問いの例は次のようなものである。すなわち、哲学者は政治に参画すべきか。理論的な問いは三種類あり、すなわち、存在するか否か、何であるか、いかなるものであるか、を問う。これらのうち第一のものは推定によって、第二のものは定義によって、第三のものは正と不正の区別によって明らかにされる。

推定の方法は四つの部分に分かれる。第一はあるものが存在するか否か、第二はどこから来たか、第三はそれを産み出した原因は何か、第四はそれがどのように変化するか、を問う場合である。存在するか否かの問いとはこうである。そもそも実

際に名誉や衡平というものは存在するか、それともこれらはたんに意見にすぎないのかを問う場合である。どこから来たかの問いは、例えば、徳は天性のものか、それとも教育によって生まれるのか、というものである。何かを生み出す原因についての問いは、例えば、いかなるものから雄弁は生じるかというものである。変化についての問いは、例えば、雄弁は何らかの変化によつて訥弁に変わるか、というものである。

83 二二 ところで、何であるかが問われるとき、概念、特有性、分割、部分列挙を説明しなければならない。というのは、これらは定義に属するものだからである。またギリシア人がカクテルと呼ぶところの性格描写もこれに含まれる。概念は次のように問われる。正義とは、強者にとって有用であるところのものであるか。特有性は次のように問われる。悲しみは人間だけに付帯するか、それとも動物にも付帯するか。分割と同様に部分列挙は次のように問われる。善には三つ種類があるか。性格描写は次のように問われる。即ち、けちとはどのようなものであるか、追従者など性格と生き方が描写される場所の同じ種類のものはどのようなものであるか。

84 ところで、何かがどのようなものであるかについて問う場合、それは単純に問うか、あるいは比較によって問うか、のいずれかである。単純に問うとはこうである。すなわち、栄誉が求められるべきであるか否か。これに対して、比較による問いは、栄誉は富にまさるべきか否かというものである。単純な問いに三種類ある。すなわち、何が求められ避けられるべきか、何が正でありまた不正であるか、何が名誉あるものであり何が卑しいものであるか。比較による問いは二種類ある。一はまったく異なるものについてであり、他はより大きなものとより小さなものについてである。何が求められ避けられるべきかについての問いはこうである。富は求められるべきか、貧しさは避けられるべきか。正と不正についての問いはこうである。あなたに悪事を働いた者に復讐することは正であるか否か。名誉と卑しさについての問いはこうである。国家のために死ぬことは名誉であるか否か。

85 二つに分けたもう一つの種類のうち、一はまったく異なるものについての問いであり、例えばたとえば、友人と追従者の違いは何か、王と僭主の違いは何か、というようなものであり、他方は、より大きなものとより小さなものについての問いであって、例えば、より大事なものは、雄弁術か、市民法についての学識であるかを問うような場合である。理論的な問いについては、以上の通りである。

86 次に、実践的な問いについてであるが、これには二種類ある。一は義務を喚起するものと、他は感情を動かしたり、静めたり、あるいはまったく取り除くを喚起

するものである。義務を喚起するのは、例えば、人は子供をもつべきかを問うような場合である。感情を喚起するのは、国家を守り、賞讃や榮譽を勧告することである。この種のものに属するのは、悲嘆し、勇気を鼓舞し、涙ながらに同情をさそうようなことである。そしてまた、憤怒を抑え、恐れを除き、有頂天な喜びを抑え、悲しみをぬぐい去る弁論もこれに属する。これらすべてのタイプは一般的な問いに属するので、それゆえ、同じものがカウサ〔特定の問い〕の場合にも転用されるであろう。

一般的な問いに適合的なトポス

87 二三 ところで、次に、どのような問いにも適合するトポスについて見てみよう。たしかに、すべてはほとんどの問いに適合するが、すでに述べたように、あるトポスはある問いに対し、また他のトポスは他の問いに対しより適合することもある。それゆえ、原因、結果、から導かれるトポスは、推定〔事項〕に最もよく適合する。ところで、定義〔事項〕には定義の方法や知識が属する。この種のものと同密接な関係にあるのは、われわれが同一性と差異と呼ばれりと述べたところのトポスであり、これも定義の一種である。というのは、頑固なのと我慢強いのが同じかどうかを問う場合、定義によって判断されなければならないのである。

88 ところで、前件、後件、矛盾のトポスもまたこの種の問いにふさわしい。原因と結果からのトポスもこれに付け加えてよい。というのは、このことはあのことの結果であるか、結果でないか、あのことはこのことに先行するか、先行しないか、このことに矛盾するが、あのことには矛盾しないか、これがこのことの原因であり、あれが他のあることの原因であるか、このことが他のあることの結果であり、あのことは他のあることの結果であるか、こうした矛盾のそれぞれから、同じであるか異なるか否かについての問いの解決を発見することができるのである。

89 どのようなものであるかを問う第三の種類問い、つまり比較による問いには、少し前に比較のトポスにおいて列挙したところのものがあてはまる。何が求められる、何が避けられるべきかという問いの場合、精神的、肉体的ないし外的なものが有益であるか有益でないかが提示される。同様に、名誉と卑しさについて問うときには、弁論は全体として精神の善と悪に向けられねばならない。

90 ところで、正と不正について論じるとき、衡平のトポスが結びつけられる。これは、自然〔法〕と〔人為的〕制度の二つに分かれる。自然法は、各人に各人のものを配分することと、復讐権という二つの部分からなる。衡平に基づく人為的制度は三種類あり、第一は法律に、第二は約束に、第三は長期にわたる慣習に基いてい

る。衡平にも三つの部分があるといわれる。第一は天上の神々に、第二は靈魂に属し、第三は人間に属する。第一は敬神と、第二は敬虔と、第三は正義または衡平と呼ばれている。

二四 一般的な問いについてはこれで十分である。次に特定の問いについて少しだけ述べることにしたい。というのは、多くの場合、一般的な問いと共通する点があるからである。

弁論の種類と目的

91 そして、特定の問いには、法廷弁論、審議的弁論〔議会弁論〕、演説的弁論の三種類ある。これら三つ弁論の目的は、どのようなトポスを用いるかを示している。というのは、法廷弁論の目的は法＝正義 (ius) であり、そもそもその名前もこれに由来する。しかし、正義の部分については、衡平について示したときに、明らかにした〔第 90 節参照〕。議会弁論の目的は有用性であり、その部分についてはすでに提示した〔第 89 節を参照〕。演説的弁論の目的は名誉であるが、これについても前に述べた〔第 89 節を参照〕。

92 しかし特定の問いは、いわばそれぞれに固有なトポスから構成される。…〔これらの特定の問いの第一のものは〕〔テキスト欠、Hubbell による〕告発と弁護に分かれる。これには次のような種類がある。訴追者は人を犯罪のかどで告発する、弁護人はこれに次の三つのうち一つの仕方に応じる。つまり、犯罪は犯されなかった、あるいは、もし犯されたとしても、それは別の名前をもつ、あるいは、正当になされた、のいずれかである。同様に、第一のものは、否定的ないし推定的、第二のものは、定義的、第三のものは、気取った言い方であるが、訴訟的と呼ばれる。

二五 これらのカウサに固有の論拠は、弁論術の教本〔『構想論』あるいは他の作品〕において提示したのトポスから引き出して、説明した。

93 訴追に対する防御をなす告発に対する反駁は、ギリシア人がスタシス (stasis) と呼んでいるので、ラテン語ではスタトゥス (status) [事項] といわれる。この事項において、はじめてあたかも反駁のための弁護が成立することになる。この事項は同様に、審議的弁論や演説的弁論の場合にも成立する。というのは、誰かが将来起こるであろうという意見を述べたことは、もし相手方が、これらのことはまったく起こりえないとか、非常な困難なしには起こりえないとか、述べた場合には、否認されることになるからである。そしてこの論証において推定事項が成立することになる。

94 あるいは、有用性、名誉、衡平について何かが論じられ、そして、その反対の

ことについて何かが論じられる場合、法的事項と定義事項が生じる。このことは同様に演説的弁論にもあてはまる。というのは、称賛されるところのものが行われなかったとか、あるいは、その行いは称賛者が与える名に値しないとか、あるいはそれをなしたこと自体不正であり不法であるのだからそもそも称賛に値しないとして、否定することができるからである。これらの論拠はすべて、カエサルが不遜にもわが親愛なるカトーに対して用いたものである*²⁰。

95 事項から生じる争点を、ギリシア人はクリノメノン (krinomenon) と呼んだが、本書はとくに貴兄に宛てて書いているのだから、これを争点事項 [論じられる事柄] と呼んでもよい。ところで、この争点事項を支える論拠が、拠点と呼ばれるものであり、これらはいわば弁護の土台である。もしこれらが失えば、弁護はなしえないことになる。

しかし、対立を解消するためには、法律以外には確実ものは何もあるはずがないので、われわれは法律を補助者かつ証人として提示するよう努めなくてはならない。したがって、別の新しい事項らしきものが存在するが、それらはを法律論争問題と呼ぶことにしよう。

96 というのは、法律は相手方が欲するところのことではなく、何か別のことを語っているとして、弁護される。ところで、これは、文言が曖昧であるために、二つの異なった意味が解されうるときに生じる。法律の起草者の意思が法律の文言に反するときには、文言と意思のいずれが優先すべきかが問われることになる。また、ある法律に抵触する法律が引き合いに出されるときもそうである。文言についての争いが生じることになるのは、文言の曖昧さ、文言と意思の不一致、そいて抵触する文言の三種類である。

二六 このような争いは、法律の場合と同様に、遺言や契約やその他文書に基づくいっさいの問題について生ずるということは、いうまでもなく明かなことである。これらを取扱いは別の書物において説明される。

弁論の四部分

97 弁論全体だけでなく、弁論の一部もまた、これらのトポスが役立つ。それらのあるものは固有的であり、あるものは共通的である。序論部では、聴き手に好意を抱かせたり、受け入れる気にさせたり、注意を向けさせるために、固有のトポスによって組み立てられるべきである。陳述部も同様で、その目標に目を向けさせ、平明で、簡潔で、信頼でき、控え目で、品位を保つようにしなければならない。これらのこと [性質] はどれも弁論全体を通じてなくてはならないものであるが、むしろ

陳述部に固有のものである。

98 ところで、陳述部に続く立証部は説得からなるが、説得のために最も有効なトピスは、弁論の方法についてのところすでに述べた。ところで、結語部は、何よりも、とくに増幅に訴える。これは、聴き手の気持ちを高めたり、鎮めたり、また聴き手がすでにそのような気分であれば、さらにその気分を高めたり、鎮めたりするように、なされなくてはならない。

99 同情、怒り、憎しみ、妬み、その他の感情を喚起するこの種の弁論の規則については、お望みとあれば、私とともに読むことのできる他の本で十分であろう。しかし、あなたが欲しているところを考えれば、私としてはあなたの望みに十分答えたはずである。

結語

100 というのは、私としては論拠を発見するために必要な方法は何も省略することのないように、私はあなたの望んだ以上のことに言及したのであるし、気前のよい売主ならそうするはずのことに努めたからである。そのような売主なら、家財道具を留保して、家屋や農地を売却したときにも、買主に設備のためにそこにあった方がよいと思われるものを使わせるのだから。それゆえ、私はいわばあなたに売却しなければならぬものに付け加えて、債務ではない何らかの設備をあなたに与えることを望んだのであった。

*本稿は平成 19～21 年度科学研究費補助金（基盤研究（B））研究課題「裁判過程から見たギリシア・ローマ法の実践的再構成」（課題番号 19330006（研究代表者 葛西康徳教授）の研究成果の一部である。